

10月22日（日）は第48回衆議院議員総選挙 第24回最高裁判所裁判官国民審査の投票日です。

『第48回衆議院議員総選挙』・『第24回最高裁判所裁判官国民審査』が10月10日（火）に公示され、10月22日（日）に投票が行われる予定です。

投票

■投票できる方

平成11年10月23日以前に生まれた方で、平成29年7月9日までに本村の住民基本台帳に登録（転入届を届出）され、引き続き登録されている方。

■投票時間と場所

投票時間は、午前7時から午後6時までです。郵送された入場券をご持参ください。入場券をなくした場合は、投票日当日、投票所で再発行します。

投票は、入場券記載の投票所で行ってください。

- ・第1投票所：3区コミセン
 - ・第2投票所：中央公民館
 - ・第3投票所：榛東村役場
 - ・第4投票所：南小学校体育館
 - ・第5投票所：20区コミセン
- 転入・転出した方

平成29年7月10日以降に榛東村へ転入された方、または転出予定の方は、村選挙管理委員会にお問い合わせください。

■代理投票

体が不自由で字を書くことができ

ない方は、投票所の係員が代わって候補者名を記載し、投票することができます。投票の秘密は厳守されます。

期日前投票

投票は、投票日に投票所で行うことが原則ですが、投票日に次の理由のいずれかに該当すると見込まれる方は、事前に期日前投票を行うことができます。

■期日前投票対象者

- ・仕事や親族の冠婚葬祭がある
- ・レジャーなどで村外にいる
- ・疾病などのため歩行が困難など

■期日前投票の期間

公示日の翌10月11日（水）から投票日前日の10月21日（土）までの午前8時30分から午後8時までです。配付された入場券をご持参ください。

なお、公示日当日は、期日前投票ができまないので、ご注意ください。

■期日前投票 場所

榛東村役場 村民ホール

不在者投票

県選挙管理委員会が指定した病院、老人ホームなどに入院、入所の方や、投票する資格があつて村外に滞在中の方は、不在者投票を行うことができます。

■病院などでの不在者投票

県選挙管理委員会の指定する病院・老人保健施設・身体障害者更正施設などに入院、入所している方は、そこで投票することができます。お早めに病院などの職員にご相談ください。

■村外に滞在している方

投票する資格があつて村外に滞在中の方は、滞在先の市区町村の選挙管理委員会を通じて、不在者投票をすることができます。

投票用紙などの送付は、すべて郵送で行います。滞在先の選挙管理委員会から本村の選挙管理委員会に到着するまでの日数をお考えになってお早めに手続きをしてください。

開票

開票は、即日開票で、午後8時から中央公民館で行い、開票状況の公表は、中央公民館に掲示する方法で行います。

なお、開票作業に支障が出るため、電話によるお問い合わせにはお答えできません。

選挙権年齢引下げの意義

選挙権年齢が満20歳以上から、満18歳以上に引き下げられました。これは、皆さんが、様々なメディアを通じ多様な情報に接し、自分の考えを育んできた世代であり、また、少子高齢化が進む日本でも未来の日本に生きていく世代であることから、現在、また、未来の日本の在り方を決める政治に関与してもらいたいという意図があるのです。なお、世界的にみると、18歳までに選挙権が認められている国は全体の約92%であり、今回の引き下げは世界の流れに沿ったものとも言えます。

※総務省ホームページより、一部抜粋